

令和 9 年度東京都立南多摩中等教育学校生徒募集要項

		一般枠募集
日程	出 願 受 付	インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）を行い、かつその他出願に要する書類については、特定記録郵便（下記書類提出期間に八王子郵便局に必着（郵便局留））により受け付ける。 〔入力期間〕 令和 8 年 1 2 月 1 7 日（木） から令和 9 年 1 月 1 8 日（月） 午後 5 時まで ※ 入力期間とは、インターネット出願において、インターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）に志願者情報等を入力することができる期間のことである。 〔書類提出期間〕 令和 9 年 1 月 8 日（金） から 1 月 1 8 日（月） まで ※ 書類提出期間とは、出願サイトへの入力に加え、出願に要する書類を志願先の都立中学校へ提出する期間のことである。
	検 査	令和 9 年 2 月 3 日（水）
	発 表	令和 9 年 2 月 9 日（火） 午前 9 時 校内の掲示及び合否照会サイト上で発表
	入 学 手 続	令和 9 年 2 月 9 日（火） 午前 9 時から午後 3 時まで 令和 9 年 2 月 1 0 日（水） 午前 9 時から正午まで
応募資格		次の(1)から(4)までのいずれかに該当し、中学校、特別支援学校の中学部、中等教育学校の前期課程又は義務教育学校の後期課程に在籍していない者で、かつ、(5)、(6)のどちらかに該当する者 (1) 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）に規定する小学校、特別支援学校の小学部又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校」という。）を令和 9 年 3 月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者 (2) 令和 9 年 3 月 3 1 日までに、日本国内において、外国人学校の教育により日本の 6 年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成 2 6 年 4 月 2 日から平成 2 7 年 4 月 1 日までの間に出生した外国籍を有する者 (3) 文部科学大臣が小学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（日本人学校）の当該課程を令和 9 年 3 月に修了する見込みの者 (4) 令和 9 年 3 月 3 1 日までに、外国に所在する学校において、日本の 6 年の義務教育相当の課程を修了する見込みの者又は修了した者で、かつ、平成 2 6 年 4 月 2 日から平成 2 7 年 4 月 1 日までの間に出生した者 (5) 保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でない場合は後見人をいう。以下、本要項において同じ。）と同居している者で、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実な者、又は都内の小学校に在学している者のうち、都内に住所を有し、入学後も引き続き都内から通学することが確実で、次のアからエまでのいずれかに該当する者、あるいは、オに該当する者。ただし、アからエまでのうち、父母のどちらか一方とも同居していない場合は、具申書（様式 12）の提出が必要。エに該当する者のうち都内に所在する児童福祉施設、又はオに該当する者のうち都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童の場合は、具申書の提出は不要だが、当該児童福祉施設の長からの「意見書」の提出が必要。 ア 父母のどちらか一方又は父と母が行方不明で、父母のどちらか一方又はおじ、おば、祖父母、兄弟等（以下「おじ等」という。）と同居している者

	イ 父母のどちらか一方又は父と母が療養・転勤のため、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者 ウ 父と母が離婚したため又は離婚するため別居している場合で、父母のどちらか一方又はおじ等と同居している者 エ その他、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者 オ 都外に所在する都立若しくは区立特別支援学校の小学部等を卒業する見込みの者又は都外に所在する児童福祉施設に入所している東京都の措置児童で、小学校を卒業する見込みの者のうち、入学日までに保護者と同居し、都内へ転居することが確実な者 なお、東日本大震災（平成23年3月11日発生）、平成28年熊本地震（平成28年4月14日発生）、平成30年7月豪雨、平成30年北海道胆振東部地震（平成30年9月6日発生）、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨、令和6年能登半島地震（令和6年1月1日発生）又は令和8年熊本地震（令和8年7月28日発生）において、当該災害の発生日現在、当該災害による災害救助法適用地域に住所を有し、被災したことにより、引き続き当該地域に在住することが困難になった者（以下「災害に伴う被災者」という。）で、父母のどちらか一方と入学日までに都内に住所を有することが確実な者又は都内に身元引受人がおり、身元引受人の元に転居し、身元引受人と同居する者についても、志願することができる。また、災害に伴う被災者で、既に都内に避難し都内小学校に在学する者については、事情により都内に住民票を異動することができていない場合であっても志願することができる。その際、志願者が父母のどちらか一方とも同居していない場合は、志願者と保護者がやむを得ず別居中であると認められる者とし、小学校の校長は具申書（様式12）を提出すること。 (6) 応募資格の審査を受け、承認を得た者								
出願書類	(1) 入学願書（出願サイト上で志願者情報を入力するとともに、印刷する。） (2) 報告書（本校ホームページからダウンロードしたデータを使用すること。） (3) 応募資格審査関係書類（応募資格審査が必要な場合） (4) 入学考査料 2,200円 （出願サイト上での決済による納付とする。ただし、インターネットを活用した出願をすることができない者は、所定の納付書による納付とし、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に張り付けた上で提出する。） (5) 本校校長が定めた書類等								
検査時間割	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>開始時刻～終了時刻</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>集合</td><td>午前 8時30分</td></tr> <tr> <td>適性検査Ⅰ</td><td>午前 9時00分～午前 9時45分</td></tr> <tr> <td>適性検査Ⅱ</td><td>午前10時15分～午前11時00分</td></tr> </tbody> </table>		開始時刻～終了時刻	集合	午前 8時30分	適性検査Ⅰ	午前 9時00分～午前 9時45分	適性検査Ⅱ	午前10時15分～午前11時00分
	開始時刻～終了時刻								
集合	午前 8時30分								
適性検査Ⅰ	午前 9時00分～午前 9時45分								
適性検査Ⅱ	午前10時15分～午前11時00分								

(別表)

東京都立南多摩中等教育学校の入学者決定に際しては、在籍している小学校にて作成された報告書の「各教科の学習の記録」の評定欄に記載された、3、2、1の評定を下記の表に基づいて点数化する。

学年	5 年			6 年		
教科の評定	3	2	1	3	2	1
国語	2 0	1 0	4	2 0	1 0	4
社会	2 0	1 0	4	2 0	1 0	4
算数	2 0	1 0	4	2 0	1 0	4
理科	2 0	1 0	4	2 0	1 0	4
音楽	2 0	1 0	4	2 0	1 0	4
図工	2 0	1 0	4	2 0	1 0	4
家庭	2 0	1 0	4	2 0	1 0	4
体育	2 0	1 0	4	2 0	1 0	4
外国語	2 0	1 0	4	2 0	1 0	4
学年ごとの満点	1 8 0			1 8 0		
報告書の満点	3 6 0					

第5学年の各教科の点数を加点したものと、第6学年の各教科の点数を加点したものの合計を報告書点とする。